

建物共済事業における事務の懈怠

対象受検機関：財務部財産活用課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																								
<p>1 府所有の建物について、火災等による損害を補填するため、地方自治法第263条の2に基づき、公益財団法人都道府県会館災害共済部に災害共済の委託を行っている。</p> <p>2 共済の目的物が被災し損害が生じた場合は、各財産管理者が財産活用課に報告を行い、財産活用課が災害共済金及び災害見舞金（以下「共済金等」という。）の請求を行うこととされている。</p> <p>3 共済金等の請求は少なくとも時効期間である3年以内には実施する必要があるが、平成24年度以降、共済金等の収入が行われていない。</p> <p>4 財産活用課に対して、平成24年度に被災し時効を迎えたものがないかについて平成27年7月29日に照会を行ったところ、時効を迎えているものが存在する旨、平成27年8月24日に回答を得た。そのため、時効を迎えた案件の件数や金額、及び平成24年度以降の共済目的物の被災件数、被災日、共済金等の請求可能額についても照会を行っていたところ、平成27年9月11日に、財産活用課は、「建物共済事業にかかる時効事案について」として、「平成24年度に被災した32件のうち、事務処理の懈怠により14件が時効（被災日から3年）となり、あわせて447,525円の災害共済金が受領できなくなった」等の報道発表資料の提供を行った。</p> <table border="1" data-bbox="243 1167 1308 1419"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>共済基金分担金支出額</th> <th>共済金等収入額</th> <th>被災件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1,697,009円</td> <td>800,535円</td> <td>25件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,708,979円</td> <td>832,375円</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1,557,765円</td> <td>-</td> <td>32件（注1）</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1,581,613円</td> <td>-</td> <td>調査中（注2）</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1,479,483円</td> <td>-</td> <td>調査中（注2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）平成27年9月11日付け報道発表資料より （注2）財産活用課において調査中</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 第263条の2 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。【災害共済事業業務方法書】 （時効） 第18条 共済の目的物が被災した場合は、災害共済金及び災害見舞金の請求は、被災した日の翌日から起算して3年以内にしなければならない。</p> </div>	年度	共済基金分担金支出額	共済金等収入額	被災件数	平成22年度	1,697,009円	800,535円	25件	平成23年度	1,708,979円	832,375円	16件	平成24年度	1,557,765円	-	32件（注1）	平成25年度	1,581,613円	-	調査中（注2）	平成26年度	1,479,483円	-	調査中（注2）	<p>1 本来は被災後速やかに請求すべき共済目的物の被災状況や共済金等の請求可能額について、財産活用課は把握できていなかった。</p> <p>2 共済金等の請求を怠った結果、既に時効を迎えた案件（14件、447,525円）が生じており、本来は府に収入されるべき共済金等が収入されず、府に損害が生じている。また、このような状態が継続すれば今後も府に損害を与えるおそれがある。</p>	<p>1 共済目的物の被災件数、被災日、共済金等の請求可能額について速やかに調査を完了させ、詳細を把握されたい。</p> <p>2 時効まで3年の期間があるにもかかわらず時効を迎えるまで請求が行われなかった原因を明らかにしたうえで、再発防止のために共済目的物の被災状況及び共済金等の請求状況を適切に把握できる管理体制を構築し、建物共済事業の請求等事務を適切に執行されたい。</p>
年度	共済基金分担金支出額	共済金等収入額	被災件数																							
平成22年度	1,697,009円	800,535円	25件																							
平成23年度	1,708,979円	832,375円	16件																							
平成24年度	1,557,765円	-	32件（注1）																							
平成25年度	1,581,613円	-	調査中（注2）																							
平成26年度	1,479,483円	-	調査中（注2）																							

措置の内容

- 1 平成24年4月3日から同年8月14日に被災し時効となった14件、あわせて447,525円の災害共済金相当額を、平成27年10月に関係者において弁済した。また、平成24年度被災件数の残り18件11,720,939円について平成27年8月と同年10月に、調査中であった平成25年度被災件数17件800,757円及び平成26年度14件1,137,364円を平成27年12月25日に、公益財団法人都道府県会館災害共済部あて請求を行った。
- 2 (原因) 平成25～平成26年度にかけて、担当職員は業務多忙を理由に請求事務を怠っていた。その後、担当が代わったが、当該職員は自分で処理しようと思い、事務を後任に引き継がなかった。また、上司も担当者に任せきりで、事務処理状況を把握できていなかった。
(再発防止策) 建物共済管理簿を作成し、受付から請求にいたる処理状況の記載を徹底することとした。また、処理状況を財産活用課の主査又は主事級の担当者及び直接の上司である担当補佐又はグループ長で確認する体制を構築し、所属長である財産活用課長による定期的(年2回、8～9月頃と2～3月頃)なチェックを実施することとした。

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成27年6月18日から同年7月23日まで)